

入 札 説 明 書

第 8 - 4 号 寺垣内集会施設駐車場整備工事

令和 8 年 5 月

下 北 山 村

入札説明書

寺垣内集会施設駐車場整備工事に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。

第1 公告日 令和8年5月25日

第2 契約者 下北山村長 南 正文

第3 担当部課等の名称、所在地

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002

下北山村役場 総務課

電話（代表）07468-6-0001

第4 競争入札に付する事項等

- (1) 工事番号 第8-4号
- (2) 工事名 寺垣内集会施設駐車場整備工事
- (3) 工事場所 吉野郡下北山村大字 寺垣内 地内
- (4) 工事概要
 - 1. 土工一式
 - 2. 舗装工一式
 - 3. 防護柵設置工一式
 - 4. 構造物取壊工一式
- (5) 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日
- (6) 予定価格 金 3,968,800 円（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）
- (8) 入札保証金 下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第4条の規定によります。
- (9) 契約保証金 下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第19条の規定によります。
- (10) 入札方法 投函入札
- (11) 入札回数 1回
- (12) 前払金 請求可
- (13) 議会の議決 不要

第5 競争入札に参加する者に必要な資格要件

下北山村建設工事等競争入札参加資格者名簿のうち、村内に本社または本店を有し、舗装工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた業者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を有すること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による舗装工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）の結果における舗装工事についての総合評定値（P点）が600点以上であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - オ 競争入札参加資格確認時点及びその後、入札執行日までの間において、下北山村建設工

事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

キ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ク 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。

第6 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、村長が定める入札参加申込書を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申込書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。また、開札時において（1）から（5）に掲げる事項を満たしていないければなりません。

（1）申込書の提出

- ア 提出期限 令和8年6月3日（水曜日）午後5時まで（土曜日、日曜日を除きます）
- イ 提出場所 「第3 担当部課等の名称、所在地に同じ」
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 持参に限ります。

（2）申込書等の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- イ この工事の競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（別記様式1）に競争入札参加資格確認申請書（別記様式2）及び競争入札参加資格確認資料を添えて作成してください。
- ウ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。
 - （ア）経営事項審査結果報告書（別記様式3）
最新の総合評定値通知書の写しを添付してください。
 - （イ）モラルに対する誓約を記載した書面
モラルに対する誓約を記載した書面は、（別記様式6）により作成してください。
 - （ウ）競争入札参加資格確認申請書チェックリスト
競争入札参加資格確認申請書チェックリストは、（別記様式10）により作成してください。

（3）申請書及び資料の作成説明会

申請書及び資料の作成説明会は実施しません。

（4）競争入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年6月8日（月曜日）までに（別記様式7）により通知します。

（5）その他

- ア 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された申請書及び資料は、返却しません。

- ウ 提出期限の日以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めません。
- エ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
「3 担当部課等の名称、所在地に同じ」

第 7 仕様書の閲覧

- (1) 期 間 令和8年5月25日(月曜日)から令和8年6月2日(火曜日)まで
- (2) 時 間 午後5時まで
- (3) 場 所 〒639-3803
奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002
下北山村役場 総務課
電話(代表)07468-6-0001
- (4) その他 入札参加希望者は、仕様書閲覧申請書(別記様式9)を持参のうえ必ず提出してください。

※本工事に係る設計図書は、本村ホームページにおいて公表するものとし、閲覧を希望する者は、所定の手続きにより申請し、承認を受けた者に限り付与するパスワードを用いて、各自ダウンロードするものとします。

※仕様書閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、本村のホームページ(<https://www.vill.shimokitayama.nara.jp/>)でダウンロードすることができます。

第 8 設計図書等に関する質疑

- (1) 設計図書等に対する質疑がある場合においては、次に従い書面(別記様式8)により提出してください。
 - ア 受付期間 令和8年5月25日(月曜日)から令和8年6月5日(金曜日)午後5時まで
 - イ 提出場所 下北山村役場 農林建設課
 - ウ 提出方法 電子メールとします。kensetsu@vill.shimokitayama.lg.jp
- (2) (1)の質疑に対する回答は、次のとおりとします。
 - ア 回答日時 令和8年6月9日(火曜日)
 - イ 回答方法 原則として、回答は質疑があった者のみに電子メールで回答します。

第 9 入札日の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月11日(木曜日) 午前9時00分
- (2) 場 所 下北山村役場 1階会議室
- (3) その他 入札の執行に当たっては、本競争入札の参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。

第 10 入札方法等

- (1) 入札は投函入札の1回とします。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札は総計金額で行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時はその端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (5) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受け

るものではありません。

①辞退届又は辞退する旨を記載した入札書（別記様式 1 1）を持参又は書留郵便等にて第 9（1）の日時まで提出する。

第 1 1 工事費内訳書に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、所定の様式に金額を明示し「所在地」、「商号又は名称」、「工事番号」、「工事名」及び「工事場所」を記載し、入札書に同封して下さい。
- (2) 誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (3) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記アからオの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

第 1 2 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 下北山村契約規則第 7 条に規定する各号に該当する入札をした者及び下北山村入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札
- (4) 競争入札の参加資格を確認された者であっても、入札執行日までの間において、下北山村建設工事等請負契約に係る指名措置要綱による指名停止措置を受けた者等、入札時点において 5 に掲げる資格のない者の行った入札

第 1 3 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加しようとする者又は、その代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において「くじ」を辞退することはできません。

第 1 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間において、落札した者が入札参加資格の制限又は、指名停止を受けた場合は、契約を締結しないものとします。

第 1 5 契約書作成の要否

要します。落札者は、下北山村契約規則（平成 9 年 6 月規則第 3 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、落札の日から 5 日以内に契約を締結するものとします。

第 1 6 その他

- (1) 入札の中止等
競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合は入札を延期し、中止又は取消しをすることがあります。
- (2) 入札保証金
下北山村契約規則（平成 9 年 6 月規則第 3 号）第 4 条の規定によります。

(3) 契約保証金

下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第19条の規定によります。

※下北山村契約規則

（一般競争入札の入札保証金）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額（再入札の場合にあつては最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号の1に該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- (2) 前条第1項の規定により定められた資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約をしないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (5) 村長が確実と認める社債
- (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (7) 銀行又は村長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く）をいう。以下同じ。）の保証

以下、3、4、5省略

（契約保証金）

第19条 契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が次の各号の1に該当する者であるときは、村長は契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 村と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
- (4) 物品を売り払う場合において売払代金の即納する者
- (5) 第3条第1項（一般競争入札参加資格）の規定により定められた資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

以下、2省略

（一般競争入札の無効）

第7条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

- (1) 村長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札